

「特別慰労品」を  
贈呈しています

平和祈念事業特別基金では、まだ請求されていない恩給資格者、戦後強制抑留者、引揚者本人（遺族の方には対象にはなりません）に、「特別慰労品」を贈呈しています。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活し、戦後引き揚げてきた家族全員が対象となります。

請求書などは、市役所福祉課の窓口にあります。まだ請求されていない方は、お早めに手続きを行ってください。

請求に関するお問い合わせや相談は無料です。資格要件など、詳しくはお問い合わせください。

請求期限「平成21年3月31日まで  
独立行政法人平和祈念事業特別基金  
（0120）234局933

家族介護用品  
購入補助券を交付します

介護に必要な消耗品を購入できる補助券を交付しています。  
対象「市内



在住で、要介護3～5の方を在宅で介護している方など 交付日時「土・日、祝日を除く午前8時30分～午後5時 交付場所」 田原地区の方：市役所福祉課（北庁舎1階）

赤羽根地区の方：赤羽根支所市民生活課 渥美地区の方：あつみライフランド 手続きに必要なもの「有効期限内の介護保険証、印鑑認印で結構です」  
福祉課  
23局4654 FAX 23局3545

うつ病家族教室

うつ病の方をもつ家族が、うつ病についての理解を深め、支援方法について学ぶために、家族教室を開催します。  
対象「うつ病の方の家族 日時「10月21日（火）午後1時30分～3時30分 場所」 豊川保健所蒲郡保健分室 講師」 青島正明氏（京ヶ峰岡田病院医師） 内容」 講話うつ病と治療」、意見交換 参加費「無料 申し込み」 電話にて  
豊川保健所健康支援課  
（0533）86局3626



10月は土地月間

「笑顔をつなごう 街づくり  
未来へつなごう 土地活用」

土地は所有するためのものではなく、有効に利用してはじめて価値のあるものになります。利用されない土地は、周辺の状況を考えながら適切な利用を進めていくことが大切です。

10月は土地月間です。豊かで住み良い地域を築いていくため、この機会に土地の有効利用について考えてみましょう。

企画課  
23局3507 FAX 23局0180

国民年金保険料の納付案内

これまで社会保険事務所の職員や国民年金推進員が行っていた、国民年金保険料が未納となっていた方への「電話や文書、戸別訪問等による納付のご案内」は、市場化テストの導入に伴い、10月から社会保険庁から民間委託された「日立キャピタル債権回収株式会社」が行います。  
・民間事業者の担当者が戸別訪問す

る場合には、社会保険庁が発行した顔写真入りの「納付督促員証明書」（身分証明書）を提示します。電話では「社会保険庁から国民年金保険料の収納業務を委託されている日立キャピタル債権回収株式会社の」です。」と名乗ります。

また、ATMなどには絶対に誘導しません。もし不審な点がある場合は、社会保険事務所へお問い合わせください。

・社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方からは、担当者が現金をお預かりして、領収書を発行することはありません。

・民間事業者に提供する個人情報には、目的外使用や閲覧、漏えい、複写等を禁じるなど、厳格な安全管理措置を講じています。

豊橋社会保険事務所  
（0532）33局4118

DONATION

寄付

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

9月2日、野田婦人会・花嫁貸衣裳様から、野田小学校の備品充実のため校旗1式。